

訪問看護費（介護保険）

2020.4.1現在

介護保険単位数（1単位：10円～11，40円）			訪問看護費	介護予防訪問看護費
訪問看護費	20分未満	訪問看護Ⅰ 1	312単位	301単位
	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	469単位	449単位
	30分以上 1 時間未満	訪問看護Ⅰ 3	819単位	790単位
	1 時間以上 1 時間半未満	訪問看護Ⅰ 4	1122単位	1084単位
	理学療法士等	20分以上 訪問看護Ⅰ 5	297単位	287単位
		訪問看護Ⅰ 5 2超	267単位	258単位
	○准看護師と理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の1日2回以上訪問の場合と集合住宅の場合は単位数の90%で算定			
加算	※緊急時訪問看護加算（月1回）		574単位	
	※特別管理加算（月1回）	特別管理加算（Ⅰ）	500単位	
		特別管理加算（Ⅱ）	250単位	
	退院時共同指導加算		600単位	
	初回加算		300単位	
	夜間・早朝加算、深夜加算		夜間（午後6時～午後10時）早朝（午前6時～午前8時） ⇒所定単位数の100分の25を加算 深夜（午後10時～午前6時） ⇒所定単位数の100分の50を加算	
	長時間訪問看護加算		300単位	
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254単位	
		30分以上	402単位	
	複数名訪問看護加算（Ⅱ）	30分未満	201単位	
		30分以上	317単位	
	※ターミナルケア加算		2000単位	
	看護体制強化加算	（Ⅰ）	600単位	
		（Ⅱ）	300単位	
	※サービス提供体制強化加算（1回につき）		6単位	
	看護・介護職員連携強化加算（月1回）		250単位	

※は区分支給限度額の算定対象外